

建築基準法等の改正に 関するお知らせ

令和7年（2025年）4月1日施行

◆ 改正法施行日前の確認申請受付について

令和7年3月31日までに着工を予定されている場合、申請受付から確認済証交付まで一定の期間が必要になるため、以下のとおり申請してください。

- 4号建築物 ……令和7年3月14日(金)までに申請してください。
- 1～3号建築物……余裕を持って早めに申請してください。
また、法改正後の基準に合うよう、あらかじめ準備をしておいてください。

※申請の内容によっては3月31日までに確認済証を交付できない場合があります。

◆ 構造関係規定等の適合性に係る事前審査について

改正法施行日前の確認申請において、**構造関係規定等の事前審査を希望する場合**、申請先(本庁又は振興局)に事前相談のうえ、確認申請に構造関係規定の書類を添付してください。

※改正法施行後に審査省略の対象外となり、構造関係規定等の審査が必要となる建築物等が対象です。

◆ 大規模の修繕・模様替に係る取扱いについて

改正法施行日後、新2号建築物となる木造2階建ての戸建住宅等は、大規模の修繕・模様替の確認申請・検査の対象となります。

大規模の修繕・模様替の対象工事について、道内の取扱いを定めましたのでご確認ください。

上記の申請受付、事前審査及び取扱い関係の詳細は北海道HPをご覧ください。

HP→ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kijun/208016.html>



◆ 北海道建築基準法施行条例の改正について

令和7年4月1日より、建築基準法施行令の改正に伴い、木造建築物の必要壁量及び柱の小径について、木造建築物の仕様の実況に応じた算定方法に見直されます。

道においては、積雪による影響が大きいことから、条例において、多雪区域内における木造建築物の必要壁量及び柱の小径について、改正後の建築基準法施行令の算定方法に積雪荷重を考慮する旨を定めています。

道では、**条例の基準に対応した在来軸組工法用の設計支援ツール**を整備し、HPで公開しております。

HP→ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kijun/207422.html>



◆ 建築確認申請等手数料の改定について

建築基準法及び建築物省エネ法の改正に伴い、道では建設部手数料条例を改正し、**令和7年4月1日から、確認申請等の手数料額区分の見直しや金額の改定等を行います。**

手数料の改定項目及び詳細については、北海道HPをご確認ください。

HP→ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/210406.html>



◆ 2階建の木造一戸建て住宅(軸組工法)等の確認申請チェックリストについて

令和7年4月1日より「2階建て以上または延べ面積200平方メートル超」の木造建築物等は、「新2号建築物」に該当し、**全ての地域で建築確認・検査(大規模の修繕・大規模の模様替を含む)が必要**となります。

申請者の皆様が円滑に確認申請手続き等を行えるよう、道にて申請図書に明示すべき事項をまとめた「**2階建の木造一戸建て住宅(軸組工法)等の確認申請チェックリスト**」を作成しましたので、申請図書の作成時にご活用ください。

北海道HPよりダウンロード可能です。

HP→ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kijun/207463.html>



◆ 確認済証等の建築主事印の押印廃止について

令和7年4月1日より、建築基準法施行規則で定める処分通知等に係る別記様式の押印が廃止されます。**道においても、令和7年4月1日以降に処分するものについて、押印を廃止します。**

【押印廃止となる主な様式】

・確認済証 ・検査済証 ・中間検査合格証 ・仮使用認定通知書

◆ 建築士サポートセンターの開設について

令和7年1月より、(一社)北海道建築士事務所協会において、法改正の円滑な施行に向け、申請図書の作成や申請手続き等を個別にサポートする「**建築士サポートセンター**」が開設されています。

北海道建築士事務所協会HP→ https://do-kjk.or.jp/arc_support/

○ 問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部住宅局建築指導課建築基準係
TEL:011-204-5578 FAX:011-232-0147

※上記問い合わせ先の他、各(総合)振興局建設指導課建築住宅係にも問い合わせいただけます。